

我が国における「スポーツトレーナー」資格制度の成立過程 とその課題

田 中 淳

Abstract

Currently, there are various “Sports Trainer” certifications in Japan. Qualified “Sports Trainers” are conducting training in different field of sports using their own expertise and skills as trainers.

In this study, the author picks out 3 major “Sports Trainer” certifications and clarifies how those certifications came into existence and how are the different certifications interrelated by focusing on historical background and original purpose of “Sports Trainer”.

In Japan, each certification system is independent and managed separately. As each trainer practices with his/her original methods alone, it is hard for one to establish cooperative ties with trainers of different fields. This problem arises from “Sports Trainer” driven system that is prevalent in Japan. To organize a divisional cooperation and to facilitate interaction, each trainer must make it a top priority to improve the performance of clients.

キーワード…… 「スポーツトレーナー」 成立過程 JASA-AT 健康運動指導士
CSCS

はじめに

2012年7月から8月の期間に開催された第30回オリンピック競技会ロンドン大会において、日本代表選手団の獲得メダル総数は38個（金7個、銀14個、銅17個）となり、2004年アテネ大会の37個を上回る史上最多記録となった。この成果には日本オリンピック委員会（以下JOC）が2001年に策定した「JOC GOLD PLAN」¹⁾に盛り込まれた様々な計画が着実に実を結びつつあることを意味するものと言えよう。この「JOC GOLD PLAN」とは、2000年に文部省（現文部科学省）より策定された「スポーツ振興基本計画」²⁾を受け、JOCが同基本計画のうち、「II スポーツ振興施策の展開方策」の「2 我が国の国際競技力の総合的な向上方策」についての長期的な国際競技力向上計画として策定したものである。この計画は10年後を見据えた内容であるが、早期のメダル獲得率3.5%を目指すための具体的なプランとして選手強化や環境整備、スポーツ医・科学の推進など複数のプロジェクトが策定されている。その中でJOCが独自の施策と位置づけている医・科学サポートプロジェクトでは、アスレティックトレーナー、研究者、

トレーニング指導者などの「スポーツトレーナー」を多数登用して帯同させることが計画されており、河野³⁾は、「オリンピックに参加するトレーナーの数はロサンゼルスオリンピック以降次第に増してきており、競技現場においてもトレーナーの重要性への理解が次第に増してきていた」と記している。今大会においても実際に現地へ帯同した「スポーツトレーナー」は24名にも上り⁴⁾、これは同行した役員（221名）の約11%であった。

我が国における「スポーツトレーナー」の歴史は古く、戦前からそれに準ずる活動を行っていたとされている⁵⁾。当時においては鍼灸師や柔道整復師、マッサージ師の資格を有した者が「スポーツトレーナー」としてスポーツの現場に携わっており、1932年（昭和7年）のロサンゼルスオリンピックには日本選手団に初めて「スポーツトレーナー」が帯同し、選手のコンディショニングとしてマッサージを施したとされている⁶⁾。その後も1930年代には日米野球戦などをきっかけにアメリカのトレーナーが来日し、技術の交流も行われたが、太平洋戦争等の事情により、「スポーツトレーナー」活動は一時中断することとなる⁷⁾。第二次世界大戦の終結した1945年以降には、復興に伴いスポーツやそれに関連する活動も少しずつ再開されるようになった⁸⁾。そして1964年の東京オリンピックでは約100名の「スポーツトレーナー」が講習を受け、トレーナー活動を行ったとされている⁹⁾。1970年代にはアメリカのNATA（National Athletic Trainers' Association：全米アスレティックトレーナーズ協会）のアスレティックトレーナー制度が日本にも紹介され、「スポーツトレーナー」が注目されるようになり、それを目指す者も増えてきた⁸⁾。

1980年代以降になると国民の健康への関心の高まりや、プロスポーツやトレーニング科学の広まりなどから、スポーツは次第に多様化、高度化することとなり、溝口¹⁰⁾は、「スポーツ選手は、より高いレベルでの競技力の向上が求められ、また、国民の多くがスポーツを楽しむようになり、トレーナーの必要性や重要性がクローズアップされている。いろいろな形態でトレーナーとして活動するようになってきている」と述べている。ここでいう「いろいろな形態の活動」とは、それまでは対処療法的な治療と障害予防目的の競技者へのマッサージやテーピングなどが中心的であった「スポーツトレーナー」の役割に、競技者の体力向上や一般人の健康増進や疾病予防を目的とする体力や筋力トレーニングの指導が加わるようになったことである。そのニーズに呼応して、1990年代には、様々な団体が認定する「スポーツトレーナー」資格が登場することになるが、「スポーツトレーナー」の定義は混乱を極めることになる。河野³⁾は1992年（平成4年）のバルセロナオリンピックの体験から、「競技者がトレーナーについて持っているイメージは、それぞれ個々の競技者が接点をもつ個々のトレーナーの方の活動をとおしてのみ得たものであり、トレーナーという職域として一般化したイメージはなく、トレーナーへの認識が一樣ではなかったことが伺える。その背景としてそれぞれのトレーナーが活動の基盤として持っている資格が多様であった。」と述べている。これは「スポーツトレーナー」が保有資格もしくは自身の考えだけでスポーツへ関わってきたために起こった弊害であった。多

様化に対応する形で制度化された資格は、それぞれが独立したものであったために「スポーツトレーナー」としての共通認識や関連性がないものであった。

そこで本稿では、我が国における代表的な「スポーツトレーナー」資格の成立過程とその資格の役割を確認し、我が国の「スポーツトレーナー」制度の課題について検討する。

我が国における代表的な「スポーツトレーナー」制度の成立過程

本稿では我が国における「スポーツトレーナー」資格の中で、その認定制度が国や資格認定団体に認められた（もしくはかつて認められていた）事業であり、その資格の質が保障されていると考えられる以下の異なる分野3つの代表的な資格について取り上げていくこととする。

- (1) 公認アスレティックトレーナー (JASA-AT)¹¹⁾ … 日本体育協会
- (2) 健康運動指導士¹²⁾ … 健康・体力づくり事業財団
- (3) 認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト (CSCS)¹³⁾ … 全米ストレングス&コンディショニング協会

(1) JASA-AT：日本体育協会公認アスレティックトレーナー

スポーツ指導者養成制度の始まり

日本体育協会における指導者の養成は、東京オリンピックの翌年1965年（昭和40年）から始まった¹⁴⁾。東京オリンピックの選手強化事業を引き継ぐ形で「競技力向上委員会」が発足し、その中にコーチ研修委員会が設けられ、そのコーチ研修委員会がまず取り組んだのが「スポーツトレーナー」の養成であった¹⁵⁾。しかし名称こそ「スポーツトレーナー」であったが、目的は各競技のコーチとなるべき指導者の養成として位置づけられており、カリキュラムも現在のコーチの共通科目にあたる内容の講習会で資格認定されていた¹⁶⁾。この講習会は1976年（昭和51年）まで継続され、6,000名以上の「スポーツトレーナー」が養成されたが、この段階においては人材育成としてのスポーツ指導者養成が主な目的であり、資格認定を目的としたスポーツ指導者制度として制定されたわけではなかった¹⁷⁾。

一方で国民スポーツの振興を推進する目的で設けられた普及委員会では、1971年（昭和46年）からスポーツ指導員養成講習会を実施し、市民スポーツの技術指導にあたり、地域スポーツの振興に貢献できるスポーツ指導者の養成を行っていた¹⁵⁾。

公認スポーツ指導者制度

1975年（昭和50年）には、上記2つの委員会から指導者育成事業を引き継ぐ形で国民スポーツ委員会が発足された¹⁵⁾。委員会では体系的な育成制度を再検討し、1977年（昭和52年）

にはスポーツ指導者の役割に応じた資格認定と指導体制の確立を目的に、加盟団体と一致協力して、現在のスポーツ指導者制度の元になっている「日本体育協会公認スポーツ指導者制度」が制定された¹⁸⁾。この制度では指導者の種類と役割を明確にすることなどがポイントとされ、指導者の区分を①スポーツ指導員、②コーチ・上級コーチ、③トレーナーの3つカテゴリーに分けて養成することとなった¹⁴⁾。スポーツ指導員およびコーチ・上級コーチではそれぞれカリキュラムが作成され、実際の養成事業は実施されたが、トレーナーについてはまだその役割や養成カリキュラムなどが検討されている段階であった¹⁹⁾。結局この制度が実施された期間においても、現在のアスレティックトレーナーに相当する人材の養成は行われないうままであった。

しかし日本にテーピングが紹介されたのが1975年（昭和50年）頃だとされており、応急処置としてのアイシング、ストレッチングなど本格的に紹介され、1980年（昭和55年）までの5年間に米国のスポーツ医学の文化が一気に日本へ浸透したと考えられている²⁰⁾。

公認スポーツドクター制度

1980年（昭和55年）には日本で初めてスポーツ整形外科が関東労災病院に誕生し、その後の普及の中で病院へ勤務する理学療法士やスポーツに興味を持っていた様々な資格を有する者たち（鍼灸・マッサージ師、柔道整復師など）が競技者と関わるようになり、アスレティックリハビリテーションの重要性の認識と普及を急速に発展させた²¹⁾。そして1982年（昭和57年）には、アスレティックトレーナー制度よりも先に、日本体育協会公認スポーツドクターの養成制度がスタートすることとなる。この公認スポーツドクター制度は、その後のアスレティックトレーナー制度へ大きな影響を与えたと考えられている。それまでもスポーツの現場に携わってきた医師は多く存在していたのだが、専門の診療科目が異なっていたため、アスリートのコンディションを維持・向上させるという点においては同じ方向へ活動しているにもかかわらず、円滑にコミュニケーションがとれないという問題点があった²²⁾。公認スポーツドクター制度では、専門診療科目を越えた学際的な共通カリキュラムを受講することで、いわば共通言語を持つことになり、そのような問題点を解消することができたのである²³⁾。アスレティックトレーナー制度においても同じ問題は存在しており、異なる資格（鍼灸師、マッサージ師、柔道整復師、理学療法士など）間での共通言語の必要性が指摘されるようになってきた。（そのため）「スポーツトレーナー」制度の必要性は何度も議論されてきたが、制度の設置までにはいたらなかったのはこのためであると考えられる²³⁾。

文部大臣事業認定と公認スポーツ指導者制度の第1次改訂

1987年（昭和62年）までの10年間で、3万人を超える公認スポーツ指導員が養成され、日本体育協会はこの指導者制度をさらに有効なものとするためには、社会的地位の向上が不可欠であると判断し、スポーツ指導者の公的資格の付与を文部省へ働きかけた²⁴⁾。その結果、1987

年（昭和 62 年）には文部省が『社会体育指導者資格付与制度について』の告示し、同年に『社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規則』が創設された²⁵⁾。これに対応するべく 1988 年（昭和 63 年）に日本体育協会は公認スポーツ指導者制度を改訂し、その結果 1989 年（平成元年）には文部大臣の事業認定を受けることとなった²⁶⁾。

この文部大臣事業認定制度とは、スポーツ団体が行うスポーツ指導者養成のうち、文部省が定めるカリキュラムなどの基準を満たしている事業を文部大臣が認定するもので、養成するスポーツ指導者のレベルが一定の水準にあることを文部省が広く社会に保障するものであった¹⁴⁾。この改訂では、国の告示に基づき、地域スポーツ指導者、競技力向上指導者、商業スポーツ施設における指導者に分類し、それぞれ C 級、B 級、A 級の 3 段階に区分されたが、その中にはまだアスレティックトレーナーは位置づけられていなかった²⁷⁾。

しかしこの頃（1990 年前後）よりいくつかの競技団体において、スポーツドクターで編成される各競技団体内の医事委員会あるいは医科学委員会の下部組織にトレーナーの部会を置く動きが出てきていた²⁸⁾。

スポーツプログラマー

1992 年（平成 4 年）には、公認スポーツ指導者制度の一種別としてスポーツプログラマーが事業認定され、養成事業を開始することとなる²⁹⁾。スポーツプログラマーの役割とは、「運動、スポーツを行うものに対し、スポーツ相談、スポーツプログラムの提供及び各種トレーニング等の基本的指導にあたる者」³⁰⁾となっており、競技者ではなく一般市民を対象としたトレーニング指導に従事する者として位置づけられていた。各種トレーニングの指導にあたるという役割から考えれば、広義には「スポーツトレーナー」資格であるといえるが、2 年後にスタートする公認アスレティックトレーナー制度とは、全く違う役割という位置づけであった。

公認アスレティックトレーナー制度の発足

1984 年（昭和 59 年）ロサンゼルスオリンピック以降、オリンピックに帯同するトレーナーの数は増加し、トレーナーの重要性への理解も高まってきており、1992 年（平成 4 年）バルセロナオリンピックを機に、我が国におけるトレーナー制度発足の必要性が強く認識されるようになってきたと考えられている²²⁾。そして 1994 年（平成 6 年）には長い期間議論を重ねてきた成果が形となり、公認アスレティックトレーナーの養成事業が開始され、1998 年（平成 10 年）には事業認定されることとなった³¹⁾。

1977 年（昭和 52 年）以降、アスレティックトレーナー制度の必要性は、幾度となく議論されてきたが設置には至らなかった。その理由を河野²³⁾は、「1）すでにトレーナーを生業として活動している多くの方がいたこと、2）医療資格の位置づけについてコンセンサスが得られなかったこと、3）基礎資格にかかわるアイデンティティの整理などである」と述べている。

また制度設計における議論の中で最終的に進むべき方向性は、「1）トレーナーにかかわる制度をつくらずにこのままの状況を放置する、2）医療資格としてのトレーナー制度を位置づけた制度を発足させる、3）何らかのトレーナーにかかわる制度を発足させ共通言語を持つ状態を生み出した後に制度を発展させる」の3つの選択肢に絞られたとされたとし、結論としては医療資格として位置づけることが望ましいが、制度の発足までさらに長い時間を要することなどから、まずは何らかの形でトレーナー制度を発足させるという方向性が選択されることとなったと述べている。

制度の発足にあたって、スポーツドクター間ではトレーナーのレベルの問題が懸念されており、レベルの低いトレーナーに資格を与えてしまうことは、かえってスポーツ現場の利益にならないという指摘や、すでにトレーナーとして活動している人にはあえて新しい資格をつくり縛りを増やす必要はないのではないかという意見も多くあったという²³⁾。

制度がスタートしてからは、まず、すでに実績のあるトレーナーと、プロスポーツの野球とサッカーで実績のあるトレーナーを対象として移行措置をおこなったが、当初懸念していた抵抗や混乱もほとんどなく、多くの方々から理解を得ることができ、比較的スムーズなスタートとなった³²⁾。そこでは合計3回の特別講習会を実施し、271名をアスレティックトレーナーとして認定したが、その後の養成者に対してはハードルを高くし、安易に資格を取れない制度とした³³⁾。これはトレーナーのレベルを高く保つことと、粗製乱造することで資格認定者の価値を下げてしまわないようにすること、そして有資格者の働く場所の確保が困難であることなどが理由であった。この点に関しては日本体育協会内にも批判はあったが、関係者のコンセンサスを確認しつつ批判に屈することなくレベルを保つことに力が注がれた³⁴⁾。特に1996年（平成8年）からの正規の養成講習会では、日本体育協会加盟団体（都道府県体育協会、中央競技団体）または日本体育協会が特に定める国内統括競技団体が推薦し、日本体育協会が認めたもので、受講者数は毎年80名に限定されていた³²⁾。翌年から実施された検定試験の合格率は、養成講習会修了者で40%、適応コース³⁵⁾修了者ではおよそ10%以下と極めて低かった³⁶⁾。最初の3年間での合格者は、毎年30~50名程度であり、2001年（平成13年）からは適応コースの合格者が徐々に増え、正規養成開始から10年になる2006年（平成18年）には、ようやく累計合格者数が1,000名を超えることとなった³⁷⁾。

文部科学大臣事業認定廃止

2000年（平成12年）には「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が廃止され、文部省が「スポーツ振興法第11条（指導者の充実）」実施省令として新たに「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」を制定した。これを受け日本体育協会は専門委員会内に指導者制度検討プロジェクトを設置し、制度の見直しを図ることとした³⁸⁾。

しかし同年に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、翌

2001年（平成13年）にその改革を具体化するための方針が示されると、公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定は2005年（平成17年）度末をもって廃止されることが決定された³⁸⁾。これを受け指導者制度検討プロジェクトでは、現行の指導者制度を抜本的に見直すこととなる。そこでは資格の種類が多く複雑なこと、活動拠点や指導対象により認定される能力がやや不明瞭なこと、資格取得のための講習会が硬直化（科目、日程など）が改善すべき点として挙げられた³⁸⁾。

公認スポーツ指導者制度の第2次改訂

2005年（平成17年）に改訂された現制度では、社会環境の変化に柔軟に対応できる、また国民がスポーツ文化を豊かに享受できる、資質の高い指導者の養成を念頭に置き、再検討された。公認スポーツ指導者の種類を、①スポーツ指導者基礎資格、②競技別指導者資格、③フィットネス資格、④メディカル・コンディショニング資格、⑤マネジメント資格、の5つに分類した。スポーツによる「豊かで活力ある生活の実現」に向け、さまざまなニーズに応えた資格分類となった³⁸⁾。この改訂によりアスレティックトレーナーは、スポーツドクターやスポーツ栄養士とともに④メディカル・コンディショニング資格に位置づけられることとなり、競技者を対象としたより専門的な役割であることが明確となった。

養成講習会カリキュラムの改訂

2005年（平成17年）の改訂では、カリキュラムについても大幅な見直しが行われた。アスレティックトレーナーの役割を果たすことのできる人材を育成するための専門科目カリキュラムの内容や時間数、免除適応コース申請基準、検定試験方法などについて海外における養成システムやカリキュラムを参考にして作成された。具体的には共通科目の時間数が大幅に削減され、その部分を補うために専門科目の内容と時間数を増やし、これまで課題とされてきた現場の経験不足を解消するためアスレティックトレーナーの指導を受ける180時間の現場実習を義務づけた³⁹⁾。

検定試験に関しても、これまでは理論試験・実技試験のそれぞれにおける科目別検定試験で、全科目を合格することで修了判定としていたが、新しい検定試験では理論試験の合否判定、総合実技試験の合否判定というようなシンプルなものとなり、また理論試験に合格しないと実技試験へ進めないシステムとなった⁴⁰⁾。

「スポーツトレーナー」としての公認アスレティックトレーナーの役割

日本におけるアスレティックトレーナーの役割は、最も長い歴史を有するマッサージを中心とした活動の流れに、米国のアスレティックトレーナーの流れが加わり、スポーツ医科学の発展と競技スポーツの高度化と相俟って、現在のように競技者の外傷・障害・疾病などに伴う影

響を限りなく少なくするような働きかけをする形態へと変化してきた²⁸⁾。

現在の日本体育協会の公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト⁴¹⁾では、「機能解剖や運動学に関する専門的な知識を有し、スポーツ活動現場において、スポーツドクター及びコーチとの緊密な連携・協力のもとに、競技者の健康管理、スポーツ障害・外傷の予防、応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニングなどを担当する」と定め、その役割を①スポーツ外傷・傷害の予防、②スポーツ現場における救急処置、③アスレティックリハビリテーション、④コンディショニング、⑤測定と評価、⑥健康管理と組織運営、⑦教育的指導としている。

しかし現在の現場活動においては、アスレティックトレーナーが競技パフォーマンス向上のための筋力トレーニングなど上記7項目以外の業務を行うことが少なくない。JASA-AT『マスタープラン』⁴²⁾の調査においても、多くのJASA-AT有資格者が、ストレングスコーチやストレングストレーナーという名称で活動をしていることが報告されている。また監督・コーチがアスレティックトレーナーの職務を正確に理解していないことや、チームが「スポーツトレーナー」を1名しか雇えないという事情により、本来であればストレングスコーチが行うべきトレーニング指導などの業務も担わなければならないようになってきているということも考えられる。議論を重ねた結論として規定された有資格者の役割も、現実にはトレーニング指導などそれ以外の業務も担うことになってしまっている。

（2）健康運動指導士

第1次国民の健康づくり対策

1978年（昭和53年）から厚生省が推進してきた「第1次国民の健康づくり対策」⁴³⁾にもとづき、健康づくりにおいて正しい知識の普及・啓発を行うことを目的として、同年に財団法人健康づくり振興財団が設立された⁴⁴⁾。その後1983年（昭和56年）には社団法人国民健康・体力づくり運動協会と合併し、財団法人健康・体力づくり事業財団となり、健康づくりの啓発普及を担っていた⁴⁵⁾。この時点においては普及活動が中心であり、資格認定事業は実施していなかった。しかし約10年間継続されたこの「第1次国民健康づくり対策」は、治療中心の医療行政から、一次予防（健康増進、疾病の発生予防）や二次予防（早期発見、早期治療）を重視する方向へと変えていったところに意義があり⁴⁶⁾、その諸施策の成果もあり、我が国における平均寿命は男性で75歳を女性では80歳を超えることとなった⁴⁷⁾。

第2次国民の健康づくり対策と健康運動指導士の養成制度

「第1次国民健康づくり対策」の成果の一方で、運動不足による体力の低下、エネルギーの相対的摂取過剰が問題となり、国民の健康づくり意識の高まりや労働時間の短縮等により、国民

生活は大きく変化してきた⁴⁸⁾。今後のさらなる高齢化を予想し、1988年(昭和63年)にはそれまでの施策を拡充するとともに運動習慣の普及による栄養・運動・休養のバランスがとれた生活スタイルの確立を目指した「第2次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン)」が推進されることとなった⁴⁹⁾。この施策は1人1人が80歳になっても身の回りのことができ、社会参加もできるような生き生きとした生活を送ることにより、明るく活力のある高齢化社会を形成することを意図していた⁵⁰⁾。またこの頃から日本ではフィットネスブームとなり、全国にも多くのフィットネスクラブが開設され、運動による健康づくりを広める施策として、運動指導者の養成制度が開始されることとなる⁵¹⁾。

運動指導者の養成については、1987年(昭和62年)8月に出された公衆衛生審議会答申で「現代人の日常生活は、一般に、運動不足の傾向にあり、日常生活に規則的な運動を取り入れることを推進していくことが必要であるが、誤った方法での運動は健康度の向上にならないばかりでなく、時には致命的な事故にもつながりかねないとして、健康づくりのための適切な運動指導を行いうる指導者の養成が望まれる」とされた⁵²⁾。これに基づき、1988年(昭和63年)1月に「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程」が告示され⁵³⁾、同年2月、財団法人健康・体力づくり事業財団が行う健康運動指導士・証明事業が厚生大臣により認定されることにより、養成事業が始まることとなった⁵¹⁾。

制定当時はその資格を「成人病を予防し、健康水準を保持・増進する観点から、医学的知識・運動生理学の知識に立脚して、個人に対して安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムを作成及び指導を行うことができると認められた方」に与えられると定めていた⁵¹⁾。健康運動指導士の称号を得るには、3ヶ月にわたり21日間96単位(うち実習22単位)144時間の講習を受け、最後の認定試験に合格しなければならなかったが、合格率は80%台と高い水準で推移しており、また登録の更新には5年ごとに20単位の講習受講が義務付けられたのみであった⁵⁴⁾。これは施設の増加に伴いより多くの指導者必要となり、そのために多くの有資格者を輩出しなければならないという背景があったと考えられる。

健康運動実践指導者

また1988年(昭和63年)9月の公衆衛生審議会から、運動指導者の役割には、①体力や肥満度など個人の特性に応じた運動プログラムの作成と、②そのプログラムに沿った実践指導の2つがあり、それぞれの役割を果たす別々の運動指導者を養成していくことの必要性が指摘され、この意見が厚生大臣へ提出されることとなり、1989年(平成元年)より健康づくりのための実践指導を行うための指導者(健康運動実践指導者)の養成が開始された⁵⁴⁾。

第3次国民健康づくり対策「健康日本21」と新制度への移行

2000年(平成12年)には今までの施策に引き続き厚生省は生活習慣病やその原因となる生

活習慣等、人々の保健医療対策上においてきわめて重要である課題について、2010年（平成22年）を目途とした具体的な目標値を設定した第3次国民健康づくり対策として「健康日本21」を策定した⁵⁵⁾。この施策の目標では、①第一次予防を重視、②健康づくりを支援する環境の整備、③生活習慣や生活習慣病について取り組むべき具体的な目標とその成果の評価、④連携のとれた効果的な運動の推進を基本方針とした⁵⁵⁾。

10年後の具体的な目標値を設定した第3次国民健康づくり対策であったが、2005年（平成17年）の「健康日本21」中間評価において、肥満者の割合など策定時のベースライン値より改善されていない項目や悪化している項目もあり、これまでの進捗状況は必ずしも十分でないことが示された⁵⁶⁾。また同年4月には日本内科学会等関係8学会が合同で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の診断基準と疾病の概念を示した⁵⁷⁾。そして9月の厚生労働省の厚生科学審議会地域保健栄養部会による「今後の生活習慣病対策の推進について（中間とりまとめ）」では、メタボリックシンドロームの考え方を導入し、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にくすり」のスローガンのもと、一次予防策の充実や、健康診断後の保健指導による二次予防の必要性が基本的方針として示され、その予防を担う人材として、質の高い健康運動指導士の養成と人数の確保が求められるようになってきた⁵⁸⁾。

新しい施策が策定された後、認定事業は2001年（平成13年）から、「地域保健法に基づく健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」に基づく事業へ移行したが、この省令も2006年（平成18年）3月31日に廃止されて新制度に移行し、継続は可能となったが、財団独自の事業という位置づけとなった⁵⁶⁾。新制度へ移行される2006年（平成18年）4月には、10,857名もの健康運動指導士が登録されていた。

そして2007年（平成19年）にはハイリスク者も対象にした安全で効果的な運動指導を実施できる専門家として、質の高い人材を多く安定的に育成するために、養成カリキュラムや資格の取得方法の大幅な見直しを行うこととなった。質を高める方策としては、医療関係者と連携できる医学的基礎知識の充実や実習科目の追加、最新のエビデンスに基づく運動指導などが導入され、その結果講習は120単位（うち実習42単位）で総時間数180時間へと、講義内容と実習の拡充がなされた。また運動指導の現場実習の義務化や更新時講習の内容の充実が図られた。資格取得を促進させる方策としては、養成講習会の一部科目免除や実務経験者へも受験資格が与えられた。そして安定的に質の高い人材を育成する方策として養成校制度の創設が実施された⁵⁹⁾。これらの方策により保健師や管理栄養士等の保健事業を推進する方々が健康運動指導士を取得され運動指導の知識を高めることや、既に運動の素養を兼ね備えた質の高い健康運動指導士が養成校を経て誕生することが期待された⁶⁰⁾。2012年（平成24年）8月現在では、16,174名の健康運動指導士が登録されている⁶¹⁾。

「スポーツトレーナー」としての健康運動指導士の役割

健康・体力づくり事業財団⁶²⁾は、「健康運動指導士とは保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成および実践指導計画の調整等を行う役割を担う者」と位置づけている。それは近年急増しているメタボリックシンドローム予備群・生活習慣病ハイリスク者への運動指導、また、介護予防事業のための運動指導の専門家として、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に基づいた個々人の身体状況に応じた運動プログラムを提供できる知識・技能の習得を目標としている⁶³⁾。

健康運動指導士はその資格の規定から、スポーツ競技者ではなく一般（特に健康に問題のある人が中心）への運動指導となることが想定されている。しかし健康・体力づくり事業財団の調査⁶⁴⁾では、健康運動指導士の有資格者における職業では、インストラクター/各種教師、トレーナー/各種職業スポーツ従事者が最も多く、対象としては健康な中・高齢者が約8割を占めているということが示された。この結果からも健康運動指導士においてもスポーツに関連した対象者や比較的健康な人へのトレーニング指導が多いことが分かり、他の「スポーツトレーナー」資格と重なる活動を行っているといえる。

(3) CSCS：認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト

NSCA の設立とその変遷

ネブラスカ州立大学のヘッドフットボールコーチでアスレティックディレクター Bob Devaney⁶⁵⁾は、1960年代後半の成績低迷により解雇の危機にあった。そこで成績回復のため Boyd Epley⁶⁶⁾をストレングス&コンディショニングコーチとして採用した。Boyd Epley の活躍もあり、1970年代には再び栄光を取り戻すこととなった。この出来事からストレングス&コンディショニングの重要性が注目されることとなる。しかし Boyd Epley はストレングス&コンディショニングコーチが大学のアスレティックプログラムのスタッフとして在籍しているにもかかわらず、良く知られていないことから、独自の団体を作成することを決心した。彼の呼びかけには多数の賛同者が現れることとなり NSCA 設立の準備が始まった⁶⁷⁾。設立の準備段階においては、NATA への入会の誘いや新しい組織を歓迎しない意見も寄せられていたが、1978年7月ネブラスカ州リンカーンで、第1回全米ストレングスコーチ協会会議（The first National Strength Coaches Association Convention）が開催され、NSCA の前身となる団体が設立されることとなった⁶⁸⁾。設立当初の協会の名称は、“National Strength Coaches Association”であった。設立時には協会の使命として、“Unify its members and facilitate a professional exchange of idea in the area of strength development as it relates to the improvement of athletic performance and fitness”（ストレングスコーチ同士の団結とスポーツのパフォーマンスや体力の向上につながる筋力強化という分野での専門的な意見交換の促進）を掲げ⁶⁹⁾、そして同年の12月には協会報も発行され⁷⁰⁾、会員へ

広く情報を提供することができるようになった。

1981年には筋力やコンディショニングに興味を持っている幅広い人々にも参加をしてもらうために、協会の名称を現在の”National Strength and Conditioning Association”へと変更した⁷¹⁾。そして5年間の準備期間を経て、1985年には初のCSCS認定試験が実施され、168名が受験し126名が合格した⁷²⁾。また1987年には研究と現場の架け橋の役割を果たすというミッションを掲げ、現場での活動のみならず研究面にも力を入れることを強調し”Journal of Strength and Conditioning Research”が発刊された⁷³⁾。

1993年には本部をネブラスカ州リンカーンからコロラドスプリングスへ移設し、同年にはNSCA-CPT（Certified Personal Trainer）認定試験が実施された⁷⁴⁾。

1994年6月にはCSCS取得のための指導書となる”Essentials of Strength Training and Conditioning”が発刊され⁷⁵⁾、2003年にはNSCA-CPTの指導書として”Essential of Personal Trainer”が発刊されることとなった⁷⁶⁾。

2004年にコロラドの警察特殊部隊警視がNSCAに体力テストとトレーニングを頼んだことがきっかけとなり⁷⁷⁾、2007年にはTSAC（Tactical Strength and Conditioning Program：軍隊や消防士、警察官などの特殊な職業を対象とした体力トレーニング及び傷害予防プログラム）がスタートする。そして2012年には資格試験も開始される予定となっており、有資格者の大きな仕事先として注目されている。

現在では日本をはじめイタリア、中国にも支部を設け、世界52か国で会員数は約33,000人にもものぼっている⁷⁸⁾。

NSCA ジャパンの設立と変遷

NSCAの理念に賛同し、日本においてもそれを普及・発展していく目的で、1991年（平成3年）にNSCAの国際支部として設立された。当時ボディビル業界とはつながりの深かった森永製菓株式会社の健康事業部であったが、幅広いスポーツ競技への販路拡大を狙いとして、NSCAの活動に興味を持ち、日本支部の立ち上げを計画していたとされている。その過程の中、米国でCSCS取得へ向け勉強をしていた尾山末雄氏⁷⁹⁾の力を借り、日本支部は設立されることとなった。当時の日本では独自の理論でのトレーニング法が多く出回っており、トレーニング法における共通の理解が少なかった。そこでNSCA ジャパンは米国本部からの情報を活用しつつ、S&Cを共通の課題として共に研究し、日本のスポーツ界のレベル向上を目指して活動を開始することとなった⁸⁰⁾。設立時の顧問には寛仁親王殿下、理事長には窪田登氏が就任した。寛仁親王殿下は、1994年に創刊された日本語版「NSCA ジャパン・ジャーナル」⁸¹⁾の中で、「NSCAは筋力の維持・強化が、競技力の向上と傷害からの保（防）護の為に重要であることと身体全体の調整の必要性に着目して、我が国で最も遅れていた分野である“ストレンクス&コンディショニング”を考察するグループとして設立された」と述べられ、我が国の競技スポーツにおけ

るトレーニング指導分野の遅れを認識し、強化の必要性を示唆された。

資格の認定については1993年(平成5年)に英語でのCSCS認定試験が日本で実施されることから始まり、最初の2年間は米国本部より試験監督が来日し英語で実施されていたが、その後はNSCA ジャパン支部での試験実施が認められ、1995年(平成7年)にはNSCA-CPTが、1999年(平成11年)にはCSCSが日本語で試験を実施することとなった⁸⁰⁾。社会的な背景の後押しもあり、会員数や資格取得者は順調に増加し、2001年(平成13年)には会員数が1000名を超えたことから、NPO法人として申請し活動を継続することとした。

これまでに多くの資格認定者を輩出してきたが、認定試験は筆記試験のみであるため、資格認定者の実技指導経験やデモンストレーション能力の不足を不安視する声が挙がってきた。このことから日本独自の実技検定試験の導入を試ることとなった。しかし全世界におけるNSCAの認定試験の統一性、公平性を保つ観点から、米国本部の承認は得られず、その制度は廃止されることとなる。その変わりとなる実技レベル向上のための方策として、資格取得後の実技研修⁸²⁾を必須としたり、資格認定とは別に実技模範力を高めるためのレベルアッププログラム⁸³⁾を実施したり、様々な取り組みを行ってきた。この問題の背景には、トレーニング指導について学ぶ日本の教育制度およびその環境が大きく関係していると考えられる。米国においてはCSCSの資格を目指す教育課程の中で、特にウェイトトレーニングなどの実技は必ず実施するものとして位置づけられており、もちろんそのための施設は充実している。それに対し日本では教育カリキュラムや施設が十分に整っていなかった事がその違いとして挙げられる。

また2006年(平成18年)にはNSCA ジャパンの教育プログラムにおけるリーダー的存在となる、認定検定員制度が開始された。これはCSCSもしくはNSCA-CPTを取得し経験や実技が一定レベル以上であると認められた人に与えられ、その職務としてはレベルアッププログラムにおける実技検定や実技講習の講師を担当すること等が挙げられる⁸⁴⁾。2012年(平成24年)4月現在では、全国で55名の認定検定員が活動をしており、また会員数は約4,800名で、日本での資格取得者は2,700名を超えている⁸⁵⁾。

「スポーツトレーナー」としてのCSCSの役割

CSCSの資格認定はNSCA(National Strength & Conditioning Association: 全米ストレンクス&コンディショニング協会)が行っており、日本での資格認定試験については、現在NSCAの日本支部であるNSCA ジャパンが実施している。

NSCAでは、CSCSを「傷害予防とスポーツパフォーマンス向上を目的とした、安全で効果的なトレーニングプログラムを計画・実行する知識と技能を有する人材を認定する資格」定義し、指導の対象は主にアスリートやスポーツチームであり、筋力トレーニングや他の体力要素の指導だけでなく、施設を運営、管理することも重要な職務であると規定している⁸⁶⁾。

1990年代におけるスポーツの多様化に合わせた「スポーツトレーナー」資格として、米国よ

り輸入されることとなったが、米国のスポーツ文化に合わせて作成された筋力の強化を中心とした内容であるため、それまで実施してきた日本の伝統的なトレーニング方法と相違する点も見られたことから、スポーツ競技によっては受け入れられにくいものもあったとされる。また前述した2つの資格制度は文部省（現文部科学省）や厚生省（現厚生労働省）などの公的な機関とのつながりがあり、国の政策に関連して成立してきた過程があるのに対し、CSCSについては海外から入ってきた純粋な民間資格であることから、比較的認知度は低く、各競技団体にもあまり知られていないと考えられる。日本サッカー協会におけるJリーグ規約や日本ラグビーフットボール協会のラグビートップリーグにおいては、原則としてJASA-AT資格保持者との条件がついており⁸⁷⁾、公に認知されているとは言い難いことが示唆されている。このことから、日本においてCSCS取得者が本来の役割で専門職として活動に従事することが、現状では困難であるといわざるを得ない。そのために認知度の高い他の資格を併せて取得することにより、実施可能な業務範囲を広げて多様な能力を持つ専門職として活動する者や、JASA-AT同様にチームの方針やコーチの認識から、複数の役割を担う「スポーツトレーナー」も少なくない。NSCA ジャパン第12回総会資料⁸⁵⁾におけるCSCS取得者の職業別構成比では、トレーナー(AT、パーソナルトレーナー)の比率が最も高く(12.6%)、本来の仕事であるS&Cコーチは2番目(10.7%)となっている。

おわりに

ここまで異なる3分野における「スポーツトレーナー」資格認定制度についてそれぞれの歴史的資料を見ながら概観した。それぞれが「スポーツトレーナー」資格であるが、その成立過程には各年代における国の政策や様々な社会情勢が大きく関わり、目的や役割には違いがあることが確認された。

しかし我が国においては、「スポーツトレーナー」の定義が明確に規定されているとは言い難く、各資格保持者の活動範囲も曖昧である⁸⁸⁾。またそれぞれの資格では役割や職務は明示されているにもかかわらず、現場ではその範囲を超えた活動をせざるを得ない実態があることも分かった。

このような我が国の「スポーツトレーナー」の活動形態においては、本来は専門外となる業務を行わなければならない非効率な体制や、職域をめぐる業務上のトラブル等を引き起こす可能性が示唆される。そこでさまざまな立場と能力を持ついわゆる「スポーツトレーナー」を職能や役割に応じて「棲み分ける」ための分業化が課題として挙げられる。我が国における「スポーツトレーナー」の分業化には二つの課題が考えられる。

ひとつ目は有資格者自身が「スポーツトレーナー」の職域と相互連携の必要性を理解することである。「スポーツトレーナー」の活動領域が限られている我が国においては、有資格者が仕事をすることが難しいという現状があり、多くの活動場所を確保するためには自分の能力を高

め、活動しなければならない。雇用者側としても複数の業務をひとりのできる人材がいれば、そちらを選ぶであろう。しかしプロスポーツをはじめとする高度な知識や技術が必要となる状況においては、高い能力を持ったそれぞれの専門家の必要性が示唆される。「スポーツトレーナー」先進国と言われる米国においては、各分野の専門家の職域は明確となり、お互いの連携から分業化が図られている。鈴木⁸⁹⁾は、アメリカにおける専門分野の異なるトレーナーの関係（特にアスレティックトレーナーとストレングス&コンディショニングコーチの関係など）では、役割分担や引き継ぎ作業が存在しているが、日本ではそれがしっかりと成立していないと指摘している。競技分野においては国際大会等で高い競技レベルに対応するために、また健康分野においても様々な疾病に対する高度な医療知識の必要性から、それぞれの専門家にはより高度な能力が求められることとなり、分業化の重要性も増してくることが示唆される。この点について我が国の制度が立ち遅れている原因について鈴木⁸⁹⁾は、共通言語となるもの、すなわちクライアントの運動機能を高めるために共通の概念を持って動作や運動を指導すること、が抜け落ちてしまっているからであると指摘している。「スポーツトレーナー」の活動は、対象となるクライアントの目標達成のために、その知識や技術、能力を活かしていくことが重要であり、自身の地位や身分を守るための活動であってはならない。そのためには異なる専門分野の「スポーツトレーナー」の役割分担を明確にさせ、それを理解し、それぞれの立場からクライアント目標達成へ協力し合うべきである。つまり「スポーツトレーナー」の役割や職域については、資格や資格認定者を議論の中心にしがちであるが、本来の目的であるクライアントの目標達成を中心とした議論こそが「スポーツトレーナー」の役割分担の明確化と業務の連携という課題の解決のためには必要であると考えられる。

ふたつ目はチームスタッフおよびクライアントが「スポーツトレーナー」の役割の違いを理解することである。我が国においても「スポーツトレーナー」という職業が徐々に認知されてきてはいるが、ほとんどのイメージは「スポーツトレーナー」＝アスレティックトレーナーなのである。それはプロスポーツにおいても明らかであり、Jリーグ規約第47条（届出義務）⁹⁰⁾では、「監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー（原則として日本体育協会公認）等」とされており、またラグビートップリーグでも、ジャパンラグビートップリーグ規約第32条（届出義務）⁹¹⁾において「監督、コーチ、チームドクター及びアスレティックトレーナー等」とされている。このように、競技団体やそれらに所属する現場のコーチたちの間で「スポーツトレーナー」に対する理解内容が必ずしも一致しておらず、「スポーツトレーナー」に対して期待される役割や活動内容もまた、養成する側、資格を取得した「トレーナー」本人の思惑と合致しているとは言い難い。有資格者自身が役割分担の必要性を感じていたとしても、チーム編成の中にそれが反映されていなければ活かすことはできない。資格認定団体の啓蒙活動を中心とした、競技団体やコーチへの「スポーツトレーナー」の役割の明確化が必要であると考えられる。

このように我が国における「スポーツトレーナー」資格は数十年かけて制度設計され、競技

スポーツや健康増進事業においても浸透してきた。しかしその運用、つまり実際の現場での有資格者の活動においては、それが目的通りに活かされていない事柄が決して少なくないことが分かった。「スポーツトレーナー」がそれぞれの役割を明確に理解し、相互に連携しながら活動を行うことができれば、クライアントにより大きな利益がもたらされることが期待できる。

このような「スポーツトレーナー」資格制度の運用に関する問題への具体的な方策の検討については今後の課題としたい。

〈注〉

- 1) 財団法人日本オリンピック委員会編『JOC GOLD PLAN JOC 国際競技力向上戦略』（財団法人日本オリンピック委員会、2001）。
- 2) 長期的総合的視点から国が目指すスポーツ振興の基本的方向を示すもので、今後10年間で取り組むべき主要な課題（子どもの体力向上や地域スポーツ環境の整備、国際競技力の向上など）に沿って、それぞれの課題に対する政策目標や、政策目標を実現するための具体的な施策などが定められている。
- 3) 財団法人日本体育協会『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①アスレティックトレーナーの役割』（財団法人日本体育協会、2009）3頁。
- 4) JOC ホームページ『第30回オリンピック競技大会（2012/ロンドン）日本代表選手団推薦用紙』
<http://www.joc.or.jp/games/olympic/london/japan/pdf/list.pdf>（2012年9月17日取得）
- 5) ブックハウスHD編『日本におけるトレーナーの歴史』（Sportsmedicine Quarterly, Vol.10, No.2, 1998）3頁。
- 6) 溝口秀雪ほか『日本におけるトレーナーの変遷』（東京有明医療大学雑誌、Vol.2、2010）37頁
- 7) 同上、37-38頁。
- 8) 同上、38頁。
- 9) 前掲『日本におけるトレーナーの歴史』4頁及び村井貞夫『日本におけるアスレティックトレーナーの将来の展望について』（臨床スポーツ医学、第16巻、第10号、1999）1191頁。
- 10) 前掲『日本におけるトレーナーの変遷』41頁。
- 11) 1987年文部省告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規定」を受け、1989年に文部大臣の事業認定を受ける（現在は規定改訂により大臣認定はされていない）。
- 12) 1988年厚生省告示「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規定」を受け、同年厚生大臣の事業認定を受ける（現在は規定改訂により大臣認定はされていない）。
- 13) 1993年にNCCA（全米資格認定委員会：専門職の能力を評価する資格認定プログラムや機関を認定する団体で、一般市民を含めた資格認定に関係する人々に、専門能力を保証する認定プログラムを告知することを目的とし、専門家相互の検討過程を経て認定基準を確立し、基準に対する適正度を審査し、適正が証明された機関やプログラムを認定することで、質の高い資格認定に関する情報を提供する役割を果たしている）の承認を受けた。
- 14) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①アスレティックトレーナーの役割』6頁。
- 15) 公益財団法人日本体育協会 公益財団法人日本オリンピック委員会『日本体育協会 日本オリンピック委員会100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』（公益財団法人日本体育協会 公益財団法人日本オリンピック委員会、2012）324頁。
- 16) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』9頁及び前掲『日本におけるトレーナーの変遷』39頁。
- 17) 馬場宏輝『我が国におけるアスレティックトレーナーの制度化に関する研究～制度の変遷に着目して～』（仙台大学紀要、第42巻、第2号、2011）71頁及び前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』324頁。
- 18) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』324頁及び前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』6頁。
- 19) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』325頁及び前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』9頁。

- 20) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』27頁及び前掲『日本におけるトレーナーの歴史』4-5頁。
- 21) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』27-28頁。
- 22) 同上3-4頁。
- 23) 同上4頁。
- 24) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』377頁。
- 25) 同上377頁及び前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』6-7頁。
- 26) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』377-378頁及び前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』6-7頁。
- 27) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』378頁。
- 28) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』28頁。
- 29) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』378頁及び前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』7頁。
- 30) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』379頁。
- 31) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』378頁及び前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』10頁。
- 32) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』10頁。
- 33) 同上4頁及び同上10頁。
- 34) 同上5頁。
- 35) 日本体育協会が認定したカリキュラムと講師陣を有する教育機関において規定の単位を取得すれば講習が免除され、このコースを修了すると日本体育協会公認アスレティックトレーナーの検定試験を受験することができる制度。
- 36) 山本利春『日本体育協会公認アスレティックトレーナー制度』（保健の科学、第44巻、第12号、2002）902頁。
- 37) 日本体育協会公認アスレティックトレーナー連絡会議『JASA-AT マスタープラン』（2010）4頁。
- 38) 前掲『日本体育協会 日本オリンピック委員会 100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年』458頁。
- 39) 前掲『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト①』13-15頁。
- 40) 同上16頁。
- 41) 同上29頁。
- 42) 前掲『JASA-AT マスタープラン』6頁。
- 43) 「生涯を通じての健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの啓発普及」の3つの柱を中心に推進されてきた。
- 44) 吉武毅人『健康運動指導士の現状と今後の展望』（栄養学雑誌、Vol.55、No.2、1997）61頁。
- 45) 前掲「沿革と役割」<http://www.health-net.or.jp/gaiyou/enkaku.html>（2012年9月17日取得）。
- 46) 厚生省編『厚生白書（昭和63年版）』（大蔵省印刷局、1986）71頁。
- 47) 財団法人健康・体力づくり事業財団『健康運動指導士養成講習会テキスト上』（財団法人健康・体力づくり事業財団、2011）5頁。
- 48) 前掲『健康運動指導士の現状と今後の展望』63頁及び前掲『健康運動指導士養成講習会テキスト上』5頁。
- 49) 前掲『厚生白書（昭和63年版）』252頁。
- 50) 前掲『健康運動指導士の現状と今後の展望』63-64頁及び前掲『健康運動指導士養成講習会テキスト上』5頁。
- 51) 川久保清『新しい健康運動指導士制度』（栄養学雑誌、Vol.64、No.5、2006）291頁。
- 52) 石井荘一『健康運動指導士養成の新制度について 一人材の質の向上を目指しカリキュラムを変更』（月刊体育施設、Vol.36、No.15、2007）35-36頁。
- 53) 前掲『健康運動指導士養成の新制度について』36頁及び前掲『スポーツと健康づくり活動に関する指導者資格制度の課題』293頁及び前掲『健康運動指導士の現状と今後の展望』64頁。
- 54) 前掲『健康運動指導士の現状と今後の展望』64頁。
- 55) 前掲『健康運動指導士養成講習会テキスト上』6頁。
- 56) 同上及び前掲『新しい健康運動指導士制度』292頁。
- 57) 前掲『健康運動指導士養成の新制度について』36頁。
- 58) 前掲『健康運動指導士養成の新制度について』36頁及び前掲『新しい健康運動指導士制度』292頁。

- 59) 前掲『健康運動指導士養成の新制度について』36-41 頁及び前掲『新しい健康運動指導士制度』292-293 頁。
- 60) 前掲『健康運動指導士養成の新制度について』41 頁。
- 61) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ「健康運動指導士・健康運動実践指導者登録状況」http://www.health-net.or.jp/shikaku/shidoushi/touroku_jyokyou.html（2012年9月17日取得）。
- 62) 前掲「健康運動指導士とは」<http://www.health-net.or.jp/shikaku/shidoushi/index.html>（2012年9月17日取得）。
- 63) 前掲『健康運動指導士養成講習会テキスト上』8 頁
- 64) 前掲「平成 20 年度健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査」http://www.health-net.or.jp/tyouusa/shidoushi_shidousya/pdf/h20_jyuujijyoukyou.pdf（2012年9月17日取得）。
- 65) 全米で初めてのアスレティックディレクターとしてネブラスカ州立大学にフルタイムで雇われていた。
- 66) 全米で初めてフルタイムで雇用されたストレングス&コンディショニングコーチ。
- 67) NSCA ホームページ「NSCA History December 1977」<http://www.nsca.com/About-Us/History/>（2012年9月17日取得）。
- 68) 同上「NSCA History April 1978」（2012年9月17日取得）及び同上「NSCA History July 1978」（2012年9月17日取得）。
- 69) 同上「NSCA History July 1978」（2012年9月17日取得）。
- 70) 同上「NSCA History December 1978」（2012年9月17日取得）。
- 71) 同上「NSCA History May 1981」（2012年9月17日取得）。
- 72) 同上「NSCA History June 1985」（2012年9月17日取得）。
- 73) 同上「NSCA History January 1987」（2012年9月17日取得）。
- 74) 同上「NSCA History January 1993」（2012年9月17日取得）。
- 75) 同上「NSCA History June 1994」（2012年9月17日取得）及び同上「NSCA History March 2000」及び同上「NSCA History June 2008」（2012年9月17日取得）。
- 76) 同上「NSCA History December 2003」（2012年9月17日取得）。
- 77) 同上「NSCA History February 2007」（2012年9月17日取得）。
- 78) NSCA ジャパンホームページ「協会案内」http://www.nsca-japan.or.jp/01_intro/top.html（2012年9月17日取得）。
- 79) NSCA ジャパン初代事務局長で、NSCA ジャパン設立に携わった中心的人物。11年間読売巨人軍のトレーナーを務め、1989年（平成元年）に渡米し、翌年日本人で初めて CSCS の認定を受けた。2000年（平成12年）まで事務局長を務め、日本語での認定試験実施など数々の功績を残した。
- 80) 前掲「NSCA ジャパンについて」http://www.nsca-japan.or.jp/01_intro/nscajapan.html（2012年9月17日取得）。
- 81) 寛仁親王『創刊に寄せて』（National Strength and Conditioning Association Japan Journal、Vol.1、No.1、1994）1 頁。
- 82) 2007年の資格取得者から実技講習会（カテゴリーE）の受講を義務づけた。しかし年にはその制度も廃止され、現在の「レベルアッププログラム」へと移行することとなった。
- 83) 前掲「レベルアッププログラム」http://www.nsca-japan.or.jp/03_educate/levelup_pgm.html（2012年9月17日取得）。
- 84) 同上「認定検定員」http://www.nsca-japan.or.jp/03_educate/examiner.html（2012年9月17日取得）及びNSCA ジャパン『日本ストレングス&コンディショニング協会 第12回総会』（NSCA ジャパン、2012）7 頁。
- 85) 前掲『日本ストレングス&コンディショニング協会 第12回総会』（NSCA ジャパン、2012）9 頁。
- 86) 前掲「CSCS」http://www.nsca-japan.or.jp/04_certif/aboutcscs.html（2012年9月17日取得）。
- 87) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ『Jリーグ規約 第2節 第47条（届出義務）』及び財団法人日本ラグビーフットボール協会『ジャパンラグビートップリーグ規約 3. 競技 第32条（届出義務）』。
- 88) スポーツ専門人材養成コンソーシアム『平成 23 年度文部科学省 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業「健康サービス分野におけるスポーツ専門人材の職業能力評価基準の開発プロジェクト」事業実施報告書』（2012）6 頁。
- 89) 鈴木岳「クライアントにサービスが届いているか」（季刊パーソナルトレーニング、第8号、2010）8-10 頁。
- 90) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ『Jリーグ規約 第2節 第47条（届出義務）』。
- 91) 財団法人日本ラグビーフットボール協会『ジャパンラグビートップリーグ規約 3. 競技 第32条（届出義務）』。

主指導教員（篠田邦彦教授）、副指導教員（山崎健教授・大庭昌昭准教授）